

第 18 回 南相馬市復興整備協議会特別会議 議事録		
日 時	令和 7 年 3 月 24 日（月） 10：30～10：50	
場 所	福島県庁本庁舎 3 階 企画環境委員会室	
復興整備事業	工業団地造成事業（変更 1 地区）	
出席者 （敬称略）	南相馬市	復興企画部総括参事 松本 光平 商工観光部商工労政課長 藤原 央行
	復興庁	福島復興局 参事官 栗田 秀幸
	農林水産省	東北農政局 農村振興部農村計画課長補佐（総務） 田村 敏明
	福島県	企画調整部復興・総合計画課主幹 竹内 朋紀 〃 地域振興課長 十二所 謙 農林水産部農業担い手課主幹兼副課長 鈴木 秀一 土木部都市計画課長 玉川 善徳 相双農林事務所企画部指導調整課長 佐藤 政浩

○協議内容

1、開会（南相馬市復興企画部イノベーション政策課長補佐 遠藤）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：公開として報告
- ・傍聴人への注意事項

2、議事

南相馬市復興整備協議会規約第 7 条により、南相馬市長代理人の松本復興企画部総括参事が議長となる。

（議長：南相馬市復興企画部総括参事 松本）

議事に入る前に南相馬市の現状と課題について南相馬市より説明します。

（説明者：南相馬市復興企画部イノベーション政策課長補佐 遠藤）

それでは、南相馬市の現状と課題について説明いたします。

【現状と課題について説明】

（議長：南相馬市復興企画部総括参事 松本）

ただいま、南相馬市から説明のあった現状と課題について、御意見・御質問はございませんか。

（出席者一同）

意見、質問無し

(議長：南相馬市復興企画部総括参事 松本)

本日は、南相馬市復興整備計画の変更について、お諮りします。

変更点は１点でございます

工業団地造成事業（原町東地区）を実施するにあたり、新たに農地転用が必要となる土地があることから、これを記載した土地利用方針の変更について、協議会にお諮りします。それでは、南相馬市から復興整備計画変更（案）概要について説明願います。

(説明者：南相馬市商工観光部商工労政課長 藤原)

南相馬市復興整備計画（案）概要についてご説明申し上げます。

【様式第２、構想図、事業総括図、様式第８により説明】

(議長：南相馬市復興企画部総括参事 松本)

ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：南相馬市復興企画部総括参事 松本)

土地利用方針については、復興特区法第４９条第１項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっております。東北農政局の田村様、土地利用方針の変更について、同意することに御異議はございませんか。

(出席者：東北農政局農村振興部農村計画課長補佐 田村)

異議ありません。

(議長：南相馬市復興企画部総括参事 松本)

ありがとうございました。土地利用方針の変更につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。続きまして、福島復興局の栗田様、復興整備計画の変更について何かございますでしょうか。

(出席者：福島復興局参事官 栗田)

意見ありません。

(議長：南相馬市復興企画部総括参事 松本)

ありがとうございました。以上で、議事を終了いたします。

なお、本日協議しました「南相馬市復興整備計画」については、後日、市HP等で公表したいと考えております。

これを持ちまして、議長の任を解かさせていただきます。円滑な審議に御協力いただきありがとうございました。

3、閉会（南相馬市復興企画部イノベーション政策課長補佐 遠藤）

○協議結果

・工業団地造成事業（原町東地区）について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農林水産大臣の同意を得た。
--